


所管部課	福祉部高齢介護課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市介護保険規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市介護保険条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市介護保険条例並びに行政不服審査法の改正に伴い、介護保険料減免申請期限及び介護保険に係る通知申請等について様式改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正事項</p> <p>①介護保険料の徴収猶予及び減免申請の申請期限について文言修正 ②行政不服審査法の改正に伴う教示文の修正</p> <p>(2) 改正する様式及び内容</p> <p>第2号様式、第6号様式、第6号様式の4、第6号様式7、第6号様式8、第6号様式の10、第6号様式の12、第6号様式の15、第7号様式3枚目(裏)、第10号様式、第11号様式、第14号様式及び第15号様式中「不服申立て等」を「審査請求等」に、「60日」を「3箇月」に改める。</p> <p>(3) 施行日</p> <p>平成28年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>介護保険料の減免申請について、特別徴収において仮徴収分についても減額対象となる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審査終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。